昭和53年5月20日　512号

広報 千代田 区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

5月5日のこどもの日

区内公衆浴場で朝湯実施 ⇓

体育館を親子に無料開放 ⇐

五月五日の「こどもの日」にちなんで、こどもたちにうれしいプレゼントが二つありました。

一つは区立総合体育館の親子無料開放。親子組体操やトランポリン、ボールゲーム、鉄棒、体力測定など、いろいろなコーナーが設けられ、当日は八百人もの親子が楽しい一日を過ごしました。

もう一つは、区と区内十三の公衆浴場が協力して実施した朝湯です。こどもの日にちなんで、二十年ぶりにたてられた〝しょうぶ湯〟。しかも、小学生以下のこどもは無料とあって、しょうぶの薫が漂う広い湯舟につかり、内ぶろでは味わえない銭湯のよさを満喫する親子づれで、各浴場とも終日にぎわいました。

なお、体育館の親子無料開放と公衆浴場の朝湯についてのご意見を、ぜひ広報課までお寄せください。

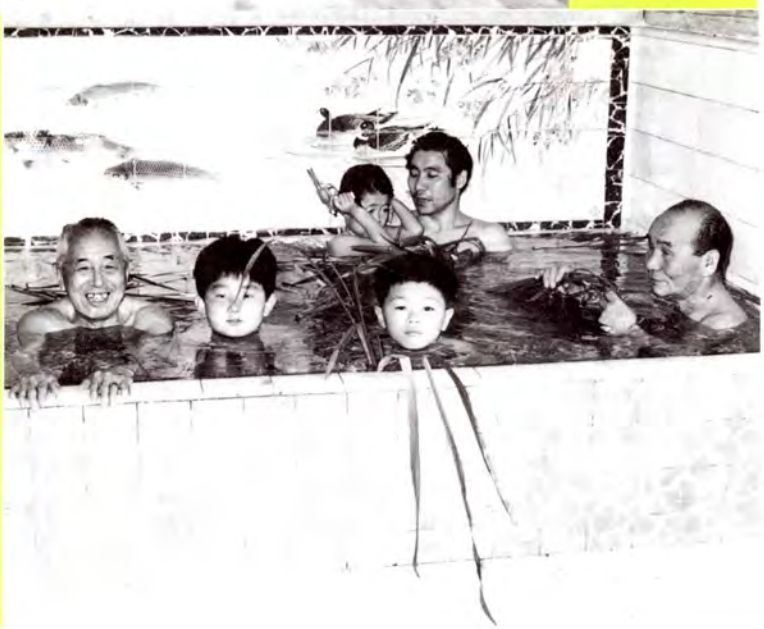

南房総 天津小湊に 区民海の家を開設

●申込みは6月13日　千代田区公会堂で

「区民海の家」を、七月十五日から八月二十六日まで、南房総、天津小湊の城崎海水浴場に開設します。

●電車で
東京 急行で約2時間30分 外房線 → 安房小湊 約5分 実入（バスでみいり）
→ 安房天津 約5分 日澄寺（バスでにっちょうじ）
→ 区民海の家（城崎海水浴場）（徒歩5分）

●クルマで
東京→千葉→八幡宿→牛久→大多喜→安房小湊・興津

この「区民海の家」は、区民のみなさんに、夏の太陽のもとで、自然を楽しんでもらおうと、区が城崎海水浴場の民宿の三か所を借上げて、安い料金で実施するものです。

南房総、天津小湊の壮大な眺望ときれいな海は、ご家族連れで安心して海水浴が楽しめます。

また、海水浴だけでなく、日蓮聖人生誕の地として名所旧蹟の散策も楽しめます。

今年の夏は、天津小湊の素朴な民宿に開設される「区民海の家」で自然を満喫してはいかがですか。

期間　七月十五日(土)から八月二十六日(土)まで

場所　千葉県安房郡天津小湊町天津城崎海水浴場

規模　三人部屋　一室
四人部屋　四室
六人部屋　一室

利用資格　千代田区民

利用料金　一泊二食、千九百円(四歳以上、ただし、三歳以下のこどもでも食事を希望するときは料金が必要です。)

宿泊日数　二泊三日以内

申込める人数　申込者一人につき三名以上十名まで(二室以内)

申込受付は抽せんで

抽せん日　六月十三日(火)　午前十時から

(抽せん券は、抽せん日の午前九時から十時まで、抽せん会場でお渡しします。)

抽せん会場　千代田区公会堂

あき室の申込み　抽せん後、あき室がある場合は、利用日の三日前まで、毎日区民課で受付けます。

問合せ　くわしいことは区民課区民係まで問合せください。

七・八月の千代田荘 申込みは二室まで

七月、八月の千代田荘は、利用者が非常に多くなります。

なるべく多くのみなさんに利用していただくため、つぎの期間は箱根・湯河原両千代田荘とも、申込者一人につき二室(八名)までに制限しますので、ハガキによる申込みの際ご注意下さい。

二室までに制限する期間

七月二十日～八月三十一日

●●●●休養やレクリエーションに●●国民年金保養センターのご利用を●●●●●●

国民年金の加入者・受給者、およびご家族の健康増進やレクリエーションに役立てられるように全国各地の景勝地に、国民年金保養センターがあります。

この国民年金保養センターは、安い料金で安心して利用できる施設として、多くの方々のご利用をお待ちしています。

申込みは、利用の六か月前から受付けていますので、直接各保養センターへ早めに申込んでください。

ところ	名称	電話
北海道岩内郡	いわない	01356-2-8841～2
青森県北津軽郡	つがる富士見荘	0173-22-3003
秋田県能代市	のしろ	01855-4-2121
山形県最上郡	もがみ	02334-4-2311
福島県二本松市	阿多多羅	024324-2306
群馬県草津町	草津グリーンパークパレス	027988-3960
新潟県北魚沼郡	こしじ	02579-2-6111
富山県氷見市	ひみ	0766-79-1324
石川県羽咋郡	のと	076729-4181～2
福井県坂井郡	北潟湖畔荘	0776-79-1124
岐阜県養老郡	グリーンハイツ養老	05843-2-3118
滋賀県高島郡	翠湖苑	07403-6-1140
和歌山県東牟婁郡	くまのじ	07355-7-0633～4
鳥取県鳥取市	いなばじ	0857-57-0224
島根県簸川郡	湖陵荘	0853-43-1311
岡山県倉敷市	しもつい	0864-79-8880
山口県下関市	源平荘	0832-32-5900
愛媛県宇和島市	うわじま	08952-5-3000
福岡県太宰府町	太宰府	09292-5-5801
佐賀県神埼郡	かんざき	09525-3-1188
大分県東国東郡	くにさき望海苑	09787-2-2112
宮崎県青島	青島太陽閣	09856-5-1531
鹿児島県垂水市	垂水温泉ホテル	09943-2-1531

よい歯でよくかみ
よいからだ

6月4日は むし歯予防デー

六月四日は「むし歯予防デー」、四日から十日までの一週間は「歯の衛生週間」です。

区では、衛生週間中、歯の健康を守るために歯の無料検診・相談を実施するほか、乳幼児と妊産婦を対象にした歯の検診などを行っています。

歯の健康は乳歯から

虫歯は、口の中に残った食べかすなどが歯について、それが口の中の細菌の作用により酸性になり、歯の表面のカルシウムを溶すことから始まります。

〝乳歯は、どうせ生え変るから〟と、乳歯の虫歯を放っておいては丈夫な永久歯を育てることはできません。

私たちが一生使う大切な歯を守るためには、赤ちゃんのときから歯の健康に気をつけなくてはなりません。

●赤ちゃんの歯は六か月頃から

赤ちゃんは、生後六～七か月になると、白い歯をのぞかせます。

生え方には個人差がありますが、二歳半から三歳ぐらいで二十本の歯がそろいます。

しかし、このときに、もう虫歯になっているこどもがいます。

●一本でも生えたら歯の清掃

赤ちゃんに、一本でも歯が生えたら歯の清掃を始めましょう。

授乳後、食後に脱脂綿を少量の水でしめらせ、歯ぐきを痛めないよう下の歯は下から上へ、上の歯は上から下へ、軽く拭いてあげます。もちろんお母さんの手はきれいに洗い清潔に。

二歳ごろからは、食後にブクブクとうがいをさせます。

うまくできなくて、水を飲んでしまってもかまいません。

二歳半ぐらいからは、うがい水を出す練習と、歯ブラシの使い方を教え始めます。

歯ブラシは、こども用の一番小さなもので、歯磨ゴッコなど遊びながら教え、こども用歯みがきはつけてもつけなくてもかまいません。

嫌がったら、つぎの日、そのつぎの日と根気よく歯をみがく習慣をつけます。

歯みがきは三・三・三方式―食後三分以内の三分間、一日三回―を実行して、虫歯を防ぎましょう。

●虫歯と思ったら診察を

虫歯になって、それが痛くなってから治療を始めると、こどもも嫌がります。

虫歯らしいと思ったときは、歯科医に診察してもらい、早めに治療しましょう。

乳児・妊産婦を対象に 歯科衛生相談室（予約制）

赤ちゃんの歯は、妊娠四か月ぐらいから形成され始めます。

この時期に、母体が健康でなかったりすると、生まれてくる赤ちゃんの歯にも影響を与えます。

神田保健所では、乳幼児と妊産婦を対象に「歯科衛生相談室」を開設しています。

相談室では、歯の検診のほか、必要があれば、虫歯の予防処置や歯のみがき方、歯の栄養などの保健指導もしています。

とき 毎週木曜日の午前九時から十一時まで

ところ 神田保健所

申込み 電話で神田保健所予防課 ☎291―三六四一へ申込んでください。検診日時を指定します。

歯の無料検診と相談

麹町・神田保健所では、区民を対象に「歯の無料検診と相談」を行います。

歯の健康を確かめるよい機会ですので、ぜひ受けてください。

●麹町保健所地区

六月五日(月) 麹町保健所分室
六月七日(水) 麹町保健所
時間は、いずれも午後一時三十分から三時まで

●神田保健所地区

六月八日(木) 神田保健所
時間は、午前九時から十一時まで

費用 無料

受診を希望するひとは、当日会場においでください。

くわしいことは保健所に問合せてください。

母と子のよい歯コンクール

母と子のよい歯コンクールを開きます。歯に自信のあるひとは、応募してください。第一位のひとは都のコンクールに推せんします。

対象は、昭和四十九年四月一日から五十年三月三十一日までに生まれたこどもとその母親です。

麹町保健所 六月二十日(火) 午後一時三十分から二時三十分まで

神田保健所 六月十五日(木) 午前九時から十一時まで

応募するひとは、当日それぞれの保健所へおいでください。

国保加入者を対象に 歯の無料相談

区では、国民健康保険の加入者を対象に「歯の無料相談」を、区内の歯科医院・診療所で行います。

この機会に、歯の点検をして、虫歯の早期発見と予防をしてください。

とき 六月五日(月)から十日(土)までの診療時間中

ところ 区内の歯科医院・診療所（「歯科無料相談」のポスターが掲示されています）

費用 無料

相談を受けるときは、必ず健康保険証を持参してください。

くわしいことは、国民健康保険課保険管理係へ問合せてください。

大気汚染による呼吸器系の病気に補償

千代田区は、公害健康被害補償法により、大気汚染による第一種地域に指定されていて、区内に住むひとや通勤・通学者が大気汚染による呼吸器系の病気にかかったとき、さまざまな補償が受けられます。

公害健康被害補償制度は、千代田区に住むひとや通勤・通学するひとが、大気汚染による呼吸器系の病気にかかったとき、患者とその家族の経済的、肉体的、精神的被害を補償するものです。

補償を受けるためには、区に申請が必要です。

認定審査にかけられ、大気汚染によるものと認定されると、障害の程度に応じて特級、一級、二級、三級、等級外の五段階に分けて認定され、さまざまな補償が受けられます。

対象者

この制度の対象となるひとは、つぎのひとです。

①指定疾病（慢性気管支炎、ぜんそく性気管支炎、気管支ぜんそく、肺気しゅ）にかかっているひと

②千代田区に一定期間以上住んでいるか通勤・通学（区内で過ごす時間が一日八時間以上）していること

●指定疾病と在住、在勤、在学期間

疾病	在住期間	在勤・在学期間
慢性気管支炎	2年以上（6歳未満は1年以上）	3年以上（6歳未満は1年6か月以上）
ぜんそく性気管支炎 気管支ぜんそく	1年以上（1歳未満は6か月以上）	1年6か月以上（1歳未満は9か月以上）
肺気しゅ	3年以上	4年6か月以上

補償の内容

公害健康被害の認定患者には、「公害医療手帳」が交付され、つぎのような補償が受けられます。

療養の給付　「公害医療手帳」を関係医療機関に提示すれば、指定疾病について無料で治療が受けられます。

療養手当　指定疾病の治療のため、一か月の間に四日以上の通院、もしくは一日以上の入院をしたときに支給されます。手当額は通院・入院の日数によって違いますが、一万千円～一万七千円です。

障害補償費　十五歳以上の認定患者のうち、特級から三級までのひとに支給されます。手当額は、障害の程度、年齢、性別により違いますが、一級の男子で月額九万三百円～十三万四千二百円です。

児童補償手当　十四歳以下の認定患者のうち、特級から三級までのひとに支給されます。手当額は、障害の程度に応じ月額九千六百円～六万円です。

遺族補償費　認定患者が、認定疾病により亡くなったとき、その遺族に十年間を限度として支給されます。手当額は、認定患者の年齢などにより違います。

このほか、葬祭料なども支給されます。

申請は区役所へ

この制度による補償を受けるためには、申請をして認定されなければなりません。

申請には、認定申請書や医師の診断書などの書類が必要ですので、あらかじめ係に相談してください。

＊

公害健康被害補償制度についての相談・問合せは、保健衛生部保健課公害補償係へ。

光化学スモッグ 夏場に多く発生します

光化学スモッグは、日ざしが強く風の弱い日、特にカスミのかかった様なモヤモヤした状態の日に発生しやすく、事実、このような気象条件が整いやすい七月と八月に多く発生しています。

光化学スモッグによる被害を受けると「目がチカチカする」「のどが痛い」などの症状が現われ、ひどいときには「めまいや息苦しさ」を感じることもあります。

しかし、私たちが目で見ただけでは、光化学スモッグが発生しているかどうかはわかりません。

発生時は標示板を掲示

光化学スモッグの発生は、大気中のオキシダント濃度を測定することによって知ることができます。

区では、光化学スモッグが発生したときにはその程度により、「光化学スモッグ注意報」「光化学スモッグ警報」と書かれた黄色の標示板を、各区立施設に掲示して、区民のみなさんにお知らせします。

また、区内のオキシダント濃度測定点（都庁前）で高い濃度が測定されたときには、区と消防署の広報車が区内を巡回し、お知らせします。

発生したら屋内へ

光化学スモッグの注意報や警報が発令されたときは、屋外での激しい運動は避けてください。

特に、幼児や病弱者、おとしよりは被害を受けやすいので、気をつけてください。

また、自動車の使用はひかえましょう。

被害を受けたら

光化学スモッグによる被害を受けたときは、室内に入り症状に合せて洗眼やうがいをしたり、しばらく安静にするなどしてください。

それでも直らないときは、医師の診察を受けてください。

また、被害を受けたと思ったときは、保健所に連絡してください。

連絡先

麹町保健所　☎212―七八一四

神田保健所　☎291―三六四一

土曜日の午後や休日は

東京都衛生局へ　☎216―四八三六

＊

光化学スモッグについての問合せは公害対策課へ。

神田囃子（ばやし）の伝承に

鳴物の貸出しとお囃子教室開催

神田まつりのお囃子として、区民のみなさんになじみの深い「神田囃子」―このお囃子は、江戸まつり囃子の一つとして東京都の無形民俗文化財に指定されています。

区では、千代田区の郷土芸能である神田囃子を永く保存・育成していこうと、囃子に使用する器具一式を購入し、去る二月十四日、区内の神田囃子愛好団体による"たたき初め"を行いました。

そして、神田囃子を後世に伝える伝承者を育成していこうと、購入した鳴物一式の貸出しを始めるとともに、お囃子教室を開催することになりました。

鳴物の貸出し

区民や千代田区に勤めるひとたちに、広く神田囃子に親しんでもらい、神田囃子の保存・育成の輪を拡げていこうと、区が購入した囃子に使う鳴物を区内の団体を対象に無料で貸出します。

貸出しをする器具は大胴太鼓、締太鼓（二）、鉦、笛の、お囃子に使う器具一式です。

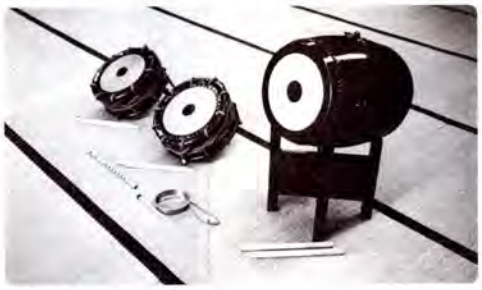

神田囃子に使う鳴物

貸出期間　五日以内

貸出対象団体　区民または区内在勤者の団体

貸出料　無料

貸出上の注意　貸出しを受けた器具は、取扱いや使用に注意してください。また、営利を目的とする場合や使用場所が適当でない場合には貸出しをしません。

利用方法　社会教育課文化係で申込みの手続きをしてください。

お囃子教室参加者を募集

お囃子教室は、神田囃子の伝承者を育てていくとともに、余暇活動の範囲も拡げてもらおうと開催するものです。

お囃子を習ってみようと思うひとは、ぜひ参加してください。

とき　六月十五日(木)から五十四年三月二十二日(木)までの毎週木曜日　午後六時三十分から八時三十分まで

ところ　区役所十階会議室

指導　神田囃子保存会

募集人員　五十名（年齢、性別は問いません）

受講料　無料（教材費は自己負担）

申込方法　ハガキに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、千代田区教育委員会社会教育課（〒102千代田区九段南一―六―十一）に申込んでください。先着順に受付けます。

外濠公園総合グランド

申込みは抽せんで

野球、運動会、陸上競技、テニスが楽しめる外濠公園総合運動場は、申込者が非常に多く、厳正な抽せんにより利用者を決めています。

抽せん日と会場は、つぎのとおりです。

グランド

●野球場として使う場合

抽せん日　使用する日の前月二十五日前後（月によって日時が違いますので、あらかじめ係に問合せてください）

抽せん会場　千代田区公会堂

●第一日曜日は小・中学生専用

毎月第一日曜日は、小・中学生のみが利用（野球）できます。

抽せん日は、使用する日の前月二十五日前後ですが、くわしい日時は係に問合せてください。

●運動場・競技場として使う場合

抽せん日　使用する日の前月二十日、午前十時（二十日が土曜日や休日のときは翌日）

抽せん会場　区役所

テニスコート（軟式二面）

抽せん日　使用する日の前月二十五日前後（月によって日時が違いますので、あらかじめ係に問合せてください）

抽せん会場　千代田区公会堂

グランド、テニスコートの抽せん日時、使用時間、料金などくわしいことは、公園河川課工務係まで問合せてください。

寝たきりのおとしよりに寝具の洗濯・乾燥をします

区では、長い間寝たきりのおとしよりに、少しでも気持よく養生してもらおうと、寝具の洗濯と乾燥を行っています。

対象は、六十歳以上で三か月以上寝たきりのおとしよりで、一人当り寝具類四枚を限度に、年六回の乾燥と年二回の洗濯を行います。

今年度の実施予定はつぎのとおりですので、希望するひとは福祉課老人福祉係に連絡してください。

五十三年

五月二十七日(土)　洗濯と乾燥
七月二十九日(土)　乾燥
九月三十日(土)　乾燥
十一月二十五日(土)　洗濯と乾燥

五十四年

一月二十七日(土)　乾燥
三月三十一日(土)　乾燥

なお、すでにこのサービスを受けているひとには、事前に実施日などを連絡します。

寝具の洗濯・乾燥についての問合せは、福祉課老人福祉係へどうぞ。

印鑑登録・証明

手続きは住民票のある出張所で

印鑑の登録や登録証明書の発行は、住民登録のある出張所で行っています。（外国人の場合は戸籍課です）

登録は本人が

印鑑登録は、本人が手続をすることが原則で、運転免許証や官公署発行の許可証・身分証明書（写真とプレス印のあるもの）、もしくは都内で印鑑登録をしているひとの保証書があれば、登録と同時に「印鑑登録書」を発行します。

本人が病気など、どうしても手続ができないときは、代理人による申請ができますが、この場合は「委任の旨を証する書面（代理権授与通知書）」が必要です。

登録できない印鑑

つぎの印鑑は登録することができません。

・住民票に記録されている「氏名」または「氏」「名」で表わされていないもの

・印影が、右下の図の実線の正方形に収まらないものと、点線の正方形に収まるもの

・職業や資格など、氏名以外の事項を表わしているもの

・印影が不鮮明なものや、文字の判読が困難なもの

印鑑登録証明書発行

印鑑登録証明書が必要なときは登録してある出張所へ印鑑登録証を持参してください。実印は不要です。

また、代理人の場合でも登録証を持参するだけですみます。

出張所の窓口にある申請書に登録者の氏名、生年月日など必要事項を記入して申請してください。

＊

印鑑登録についての問合せは、戸籍課住民記録係か各出張所へ。

あなたの街で区民相談

5月26日 富士見区民会館

区では、一か月おきにみなさんの街へ出かけて相談をお受けする「区民移動相談」を開催しています。

相談内容は、法律、税務、人権身の上、行政、区政一般についてです。

応対する相談員は、弁護士、税理士、人権擁護委員、行政相談委員など、それぞれの専門家です。

とき　五月二十六日㈮　午後一時から四時まで（受付は三時まで）

ところ　富士見区民会館区民集会室　☎263－三八四一

問合せ　広報課区民相談係

児童手当の現況届●●●

●●提出は6月30日まで

毎年、児童手当・児童育成手当児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けているひとは、六月三十日までに現況届を提出していただくことになっています。

この届は、今年度も手当を引続き受けられるかどうかを決めるものです。

必ず六月三十日までに現況届を提出してください。

なお、くわしいことは、厚生部管理課児童係まで問合せてください。

消費生活の手助けに

小冊子「豊かなくらし」を発行

「買ったばかりのおもちゃがこわれてしまった」「お菓子の色が濃すぎるのではないか」―こんな疑問や不安を感じたことはありませんか。

区では、みなさんの消費生活に役立ててもらおうと「豊かなくらし（消費生活の知識）」の小冊子を発行しました。

この小冊子には、区の消費者行政のあらましや、商品の安全性、商品の表示と規格などについて説明してあります。

各出張所と商工課の窓口に置いてありますので、ご利用ください。

また、郵送もしますので、希望者は商工課消費経済係へ電話を。

救急

夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレフォンサービス☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所

夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828

休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

6月の休日診療当番医

4日	船津診療所	麹町4-5 第7麹町ビル6階 ☎263-3569
	至誠堂医院	多町2-6 ☎251-2777
11日	福田医院	仁番町6 ☎261-8727
	小田医院	練塀町3 ☎251-3834
18日	柳下医院	平河町1-7-14 ☎261-1261
	加賀小児科医院	神保町1-35 ☎291-9951
25日	小川医院	飯田橋1-10-7 ☎261-1413
	山下小児科医院	外神田5-6-16 ☎831-8817

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

青果物消費者サービスデー
6月1日（木）・15日（木）
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
6月9日（金）
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
6月14日（水）・28（水）
濃紺のノボリの魚屋さんで

おしらせ

自然 健康食品を考える講座と見学会

「自然食品」「健康食品」ということばをよく耳にしますが、なかには着色料を使用しているのに「自然」と表示して売っているものもあります。

「自然食品」は、ほんとうに自然なのでしょうか。

「健康食品」は、ほんとうに健康によいのでしょうか。

わたしたちの食生活の総点検を含めて、区では「消費者講座」と「薬草園見学会」を行いますので、ぜひご参加下さい。

●消費者講座

とき 六月六日(火) 午後一時三十分から三時三十分まで

ところ 区役所十階会議室

テーマ はんらんする自然・健康食品を考える

講師 国立栄養研究所応用食品部長 岩尾裕之氏

定員 七十名（先着順）

●薬草園見学会

とき 六月九日(金) 午前八時二十分区役所前集合（午前八時三十分出発）

見学先 東京都薬用植物園・東京都立繊維工業試験場

定員 五十名（先着順）

申込み いずれも、五月二十九日(月)の午前九時から、電話か直接窓口で申込んでください。

なお、見学会に参加される方は、必ず消費者講座を受講してください。

アーチェリー 初心者講習会

とき 六月六日(火)から九日(金)までの四日間、午後六時から八時三十分まで

ところ 区立総合体育館弓道場

参加資格 区内在住・在勤者で初心者

定員 三十名（先着順）

受講料 無料

服装 運動のできる服装（装飾品は危険ですので身につけないでください）

申込み・問合せ 五月二十五日(木)から社会教育課体育係で受付けます。

特別区職員募集 大学卒業程度

特別区人事委員会では、特別区（東京都二十三区）の大学卒業程度の職員をつぎのように募集します。

職種 事務、土木、建築、機械、電気、化学、造園、福祉指導、食品、環境衛生監視、衛生検査

試験日 七月二十三日(日)

願書受付 五月二十二日(月)から六月十三日(火)まで（郵送の場合は六月八日(木)締切）

受験資格などくわしいことは、特別区人事委員会事務局任用課☎265－〇六七一、内線313～316（〒102 千代田区九段北一－一－四）

六月の野外こども会

五日(月)＝西神田公園・錦町（児）

六日(火)＝富士見出張所ピロティー・東郷公園 **七日**(水)＝心法寺（児）・平河町（児） **八日**(木)＝淡路公園・練成公園 **九日**(金)＝竜閑（児）・佐久間公園 **十二日**(月)＝三崎町（児）・錦華公園 **十三日**(火)＝北の丸公園 皇宮警察寮庭・築土神社 **十四日**(水)＝岩本町二丁目（児）・神田公園 **十五日**(木)＝心法寺（児）・平河町（児） **十六日**(金)＝富士見出張所ピロティー・東郷公園 **二十日**(火)＝西神田公園・錦町（児） **二十一日**(水)＝淡路公園・練成公園 **二十三日**(金)＝岩本町二丁目（児）・佐久間公園 **二十六日**(月)＝北の丸公園 皇宮警察寮庭・築土神社 **二十七日**(火)＝神三（児）・錦華公園 **二十八日**(水)＝神田公園

時間はいずれの会場も午後二時から三時三十分まで、雨天・強風の場合は中止します。

老人福祉センターの行事

映画会 五月二十六日(金) 午後一時から、センター四階集会室で「伊豆の踊り子」 吉永小百合 高橋英樹主演

なつかしの紙芝居と活動大写真 六月三日(土) 午後一時から、センター四階集会室で「血煙高田の馬場」他

短編映画会 六月九日(金) 午後一時から、センター四階集会室で海の神秘、江の島鎌倉を見る、三年寝太郎を上映

児童館だより

●富士見児童館

映画会 五月二十七日(土) 午後三時三十分から四時三十分まで、「ロビンソン漂流記」「笛ふき岩」

ミニ卓球大会 五月二十九日(月) 午後三時三十分から、対象は小学生以上

●神田児童館

映画会 六月十日(土) 午後二時から「怪獣と少年」

区立総合体育館からのお知らせ

体育館のプール・弓道場・主競技場は、区主催行事などのため、つぎの日の個人利用はできません。

プール＝5月26日(金)～28日(日)の全日
6月2日(金)・6日(火)・9日(金)の午前9時～11時

弓道場＝6月1日(木)の午後6時～9時
6月3日(土)の午後1時～5時
6月6日(火)の午後6時～9時
6月8日(木)の午後6時～9時

主競技場＝6月8日(木)の午後1時～午後5時

大気のよごれ4月の数値

	区役所前	環境基準
●二酸化いおう(SO_2)	0.018ppm	1日平均が0.04ppm以下
●一酸化炭素(CO)	2.6ppm	1日平均が10ppm以下
●二酸化窒素(NO_2)	0.054ppm	1日平均が0.02ppm以下
●浮遊粒子状物質	0.031mg/m³	1日平均が0.1mg/m³以下

保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

日本脳炎の予防接種

麹町・神田保健所では、区内の保育園、幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒を対象（四歳以上）に、六月から七月にかけて日本脳炎の予防接種を実施します。

接種は、それぞれの園・学校ごとに行い、対象者には園や学校から通知します。

初めて受けるこどもは二回式、追加接種のこどもは一回式です。

なお、園や学校で接種を受けられなかったこどもを対象に、両保健所で予防接種を行いますが、くわしい日程は次号の「区のおしらせ」でお知らせします。

栄養教室

麹町保健所では、糖尿病の予防、日常生活と運動、食生活などをテーマにした栄養教室を開きます。

とき　六月七日(水)、十四日(水)、二十日(火)　時間はいずれも午後一時三十分から三時三十分まで

ところ　麹町保健所分室

対象　糖尿病のひととその家族

定員　二十名（先着順）

料金　無料

申込み　電話で麹町保健所予防課業務係へ

胃の集団検診（予約制）

六月二十日(火)　午前九時、東京都がん検診センターで

対象は区内に住む三十五歳以上のひとで、定員は五十名（先着順）

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

ゴキブリの一斉駆除

ゴキブリなどの害虫をなくし、衛生的な街にするため、区では、ゴキブリ駆除薬剤を町会を通じて各家庭にお配りします。

一斉駆除の実施期間は、五月二十七日から二十九日の三日間です。

実施するときは、町会など地域で一斉に行ってください。

配布薬剤　五%スミチオンと二%DDVPの混合乳剤

塗布場所　ゴキブリが生息する調理台、ガス台、コンロの下、戸棚、引出しの中、床や壁のすみなど

薬剤を使用するときは、薬剤といっしょに配布する使用説明書をよく読んでください。

問合せ　保健衛生部管理課衛生係

千代田区ぶらり散歩道

6　風薫　青葉通り

水準原点

四月が花の季節なら五月は青葉の季節である。青葉の素晴らしい散歩道を紹介しよう。

九段上交差点から半蔵門方面へのびる道路を歩くのは、今の季節が最もそう快である。その名も「青葉通り」。

靖国の緑、千鳥ヶ淵の緑に囲まれて、名前にふさわしい通りである。「薫る」と形容される五月の風が頬に心地よい。

九段上交差点から下り坂、上り坂また下り坂と青葉通りは三番町交差点まで続く。この辺りの周辺の麹町台地は樹枝状の谷が東西方向に深く入り込んでいる地形である。だから南北に走る青葉通りのような通りは起状の多い道になる。三番町交差点は麹町五丁目付近から始まる谷の底の部分にあたる。この谷は千鳥ヶ淵に続いている。

内濠の中で〝淵〟の名がついているのは、千鳥ヶ淵と牛ヶ淵の二つだけだ。淵というのは、水が淀んで深い所をいうから、この二つの内濠は、もともと水が溜っていたのを内濠にしたことが分かる。

千鳥ヶ淵交差点から半蔵門までの間の濠沿いとイギリス大使館前の公園が千鳥ヶ淵公園である。大使館側には、千代田区歌の石碑がある。この公園付近は、濠端でもいちばんの高台にある。それだけに眺めは最高。三宅坂にかけての濠端風景は天下一品という人もいる。夕ぐれ時、夜景はとくに絶景だ。

三宅坂交差点から国会議事堂へ通じる坂道を上ると左側に憲政記念館があり、議会政治資料が展示してある。入場無料。日曜日、祝日・月末が休館日である。

憲政記念館のある公園が「国会前庭」。道路を挟んで北と南に分れているが、約五万五千平方㍍の広さで、昭和四十一年十一月に開園した。開園時間は午前九時から午後五時まで。この地は、加藤清正、ついで井伊家藩邸、陸軍参謀本部があったところである。ここに立つと皇居前広場を経て丸の内ビル街のスカイラインが一望できる。

この公園の一角に、日本水準原点がある。日本の地図の原点だ。水準原点の標高は、海抜二十四・四一四〇㍍、明治二十四年五月国がここに設けた。傍らの碑文には「明治六年から長期にわたる東京湾の潮位観測による平均海面から求めた」とある。

歩きながらのタバコはやめましょう

6月5日⇒11日 環境週間

《区民の声から》

- 歩きながらの喫煙を禁止する運動を、区が推進して欲しい。
- 道路のゴミのほとんどは通行人が捨てるたばこの吸がらである。区で投捨て防止を呼掛けて欲しい。
- 区役所・警察署・消防署の連名で、吸がら投捨て防止を訴えるポスターを作ってはどうか。
- いくつかの町会を禁煙区域のモデルケースに指定してみてはどうか。
- 電柱や橋など所かまわず張紙が張られ、見るにしのびない。個人ではがしても差支えないだろうか。
- 「きれいな街づくり」を呼掛け、みんなで美化運動に参加するようにしたい。
- 有価物集団回収をもっと積極的に周知してはどうか。

冒頭にご紹介した区民の声は、「ハイ！区長です」や「区政懇談会」「モニターのアンケート」などで寄せられた、街の美化に関する区民のかたがたの意見や要望です。

昼間、おびただしいひとの集まる千代田区での環境問題の悩みや町をきれいにしたいという願望がそれぞれに表れています。

お花見に来たひとが、ゴミを散らかし放題で帰り去る。自動車の窓からは吸がらや空きかんをポイと捨てる。繁華街の夜は、酔っぱらいが所かまわず立小便。街路樹や電柱はみにくい張紙やポスターの満艦飾。

区内のあちこちで、こうした見苦しい光景を見るにつけ、千代田区に住んでいるひとにとってみれば、腹の立つことばかりに違いありません。

そのうっぷんが、冒頭の区民のかたがたの声となって表れているといってよいでしょう。

こうした状況に業を煮やして区民が自主的に行っている防衛策が、町内の清掃運動であり、駅周辺の美化運動です。

一方、町会ごとに実施している有価物集団回収も、ゴミの量を減らすことに役立っています。

区では、町の美化については、道路や公園の定期的な清掃作業をはじめ、違法立看板・ビラ・ポスターの撤去を行うほか、あらゆる機会をとらえての啓もう活動などを行っています。

しかし、なんといってもまず、区民のかたがたの関心と協力が必要で、区民のこのような自主的な活動に対しては、区としてできるだけの援助を行うようにしています。

お花見のあとのゴミの山（4月8日、靖国神社で）。お花見期間中これらのゴミの後始末に、区では2トントラック延べ200台を動員しました。

次の世代に残せる環境を

あなたの参加でとりもどそう

町の美化は自分たちの手で
今後は事業所にも協力を

「町の美化は自分たちの手で」と、町のひとたちが、早朝からほうきを手にせっせと清掃する光景を見かけます。

自宅の前からはじまってグリーンベルトや植込地・側溝・歩道橋へと掃き進む町のひとたちの姿は、「歩行者のみなさん！　吸がらや紙くずは捨てないでくださいよ」と、無言で訴えかけているようでもあります。

実際、千代田区では、町のひとたちが、せっかく早朝清掃を行っても、出勤・通学時間ともなるとたちまちよごされてしまうという状況です。

それでも、「町を常にゴミひとつ落ちていない状態にしておけば、通るひとも散らかさないだろう」という期待から、町のひとたちは、地道に忍耐づよく運動を続けています。

区では、このような自主的な清掃を奨励すると同時に、通勤者を抱えている地域の事務所・商店などへの協力を要請する必要性にも目を向け、今後は、これらの事業所をも含めた美化活動を強力に推進するためのモデル地区の設定を進めていくことにしています。

通行人に根気づよく呼びかけ
駅周辺の清掃美化運動

区内には秋葉原・神田駅など国鉄の駅が九つありますが、これらの駅の周辺は、乗降客が無意識に投げ捨てるゴミで、年々よごれがひどくなり、ごみの広場と化すことさえあります。特に、まわりにレストランやバーなどの飲食店の多い地区では夜ともなると悪臭さえ漂うありさまです。

秋葉原駅の周辺では、たまりかねた地域のひとたちが、昭和四十九年、自主的に環境美化団体を結成して以来、駅のまわりの清掃と駅の利用者や通行人に対する呼掛けを続けています。これがきっかけとなって、神田駅・水道橋駅の周辺でも、同様の団体が結成され、毎月定期的な清掃、歩行者への啓もうを根気づよく行っています。これらの団体はつぎのとおりです。

秋葉原東部環境清美会
神田駅周辺環境美化協議会
水道橋駅周辺ゴミなくそう会
飯田橋ディベロッパーズクラブ
秋葉原東部飲食業環境美化協会

このほか、市ヶ谷、四ッ谷、お茶の水、飯田橋の各駅でも町の有志による清掃活動が行われています。

区では、このような活動を側面から援助するため、啓発用のマッチ、ティッシュペーパーの作成配布、立看板の作成、清掃用具の配布などを行っています。

環境週間中の主な事業

六月五日から六月十一日までの環境週間中に、区では区内町会など関係団体の協力を得て、主につぎのような事業を行うことにしています。

▽駅周辺での啓もう活動
国鉄駅周辺の環境美化団体・町会が、標語入ティッシュペーパーを通行人に配りながら、町の美化を呼掛ける。

▽ポスター募集と展示
区立小・中学生から公害防止・環境美化をテーマとしたポスターを募集し、これを国鉄駅構内や公衆浴場等に展示する。

▽違法立看板・ビラ・ポスター等の一斉取締り

▽道路振動の測定
三崎町から西神田にかけての後楽通りで、道路振動を測定する。

▽地域騒音の測定
神田地域の一部で地域騒音を測定し、公害規制の基礎資料とする。

▽工場悪臭の測定

▽河川の水質調査
区内を流れる神田川・日本橋川の水質の監視測定を行う。

捨てる前にゴミを減らそう
有価物集団回収

世話役さんたちの献身的な骨折りで成果を上げている、町会単位の有価物集団回収。

有価物として出せるもの
新聞紙、ダンボール、雑誌、ボロ、あきびん、金属類

有価物として出せないもの
断ちくず、厚物（じゅうたん、上着衣類、防水シートなど）、油の入ったびん、薬びん、冷蔵庫、テレビ、ラジオ

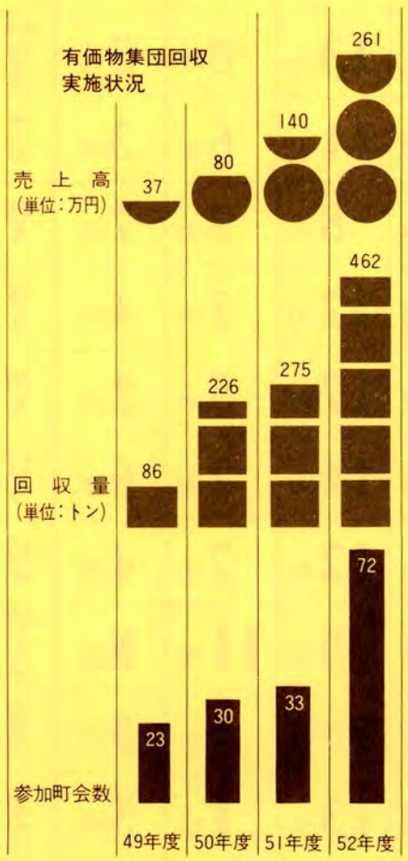

《ゴミは捨てればよい》という考えを改め、捨てる前に再利用できるものは別に回収して、ゴミの量を減らそうという「有価物集団回収」運動も、町会のひとたちの献身的な協力によって盛んになって来ています。

この運動は、各家庭にある新聞紙・古雑誌・ビンなどのように、再利用できる品物を町ぐるみで回収し、それを廃品回収業者に売却して、売上げ代金を町会等の収入に当てようというものです。

区・町会・回収業者の三者によって行われるこの事業、昭和四十九年の発足当時は、参加二十三団体でしたが、現在では七十二団体に増えています。

発足当初から昭和五十二年度までの実施状況はグラフに示すとおりで、昭和五十二年度の回収量は四百六十二トン、発足当時の五倍以上にのぼっています。また、五十二年度中で最も回収量の多かった町会では、十八トンを越え、その売上代金は十万五千円余りにも達しています。

各町会では、こうして得た代金はこども会や老人クラブの事業経費などに当てており「一軒一軒では大した収入にはならないが、こうしてまとまれば、結構、自治団体の活動に役立つ」と、喜ばれています。

この有価物集団回収は、各町会ごとに毎月一定の回収日を決め、その回収日に、所定の集積所に各家庭から持寄られた品物を業者が回収・検量し、代金を町会に支払うという方法で行っています。

これから有価物集団回収を始めてみたいという町会がありましたら、いつでも区役所環境課へご連絡くだされば、ご相談に応じています。

なお、現在この運動を実施している町会について、来年三月までのそれぞれの回収日を一覧表にして、つぎのページに掲載しておきましたのでご利用ください。

環境美化についてのご意見や問合せは
区役所環境課へどうぞ

No.512　53.5.20

有価物集団回収実施予定表

あなたの町会の回収日は毎月この日です。目につき易いところに張っておいてください。

実施町会名	麹町一丁目、麹町三丁目、麹町四丁目、麹町五丁目、麹町六丁目、一番町、三番町、四番町	駿河台西、神西、西神田、西神田三丁目、猿楽町、小川町三丁目南部、須田町北部、小川町北部一丁目、淡路町二丁目、一神	外神田三丁目金沢会、外神田同朋会、外神田六丁目、松富会、外神田五丁目元佐久会、外神田五丁目亀住町、佐久二平河、佐久間町三丁目、佐久間町四丁目、和泉、松永	永田町一丁目、霞が関三丁目、平河町二丁目、神保町三丁目、錦町二丁目、錦町三丁目第一、多町一丁目	神保町一丁目、内神田鎌倉町、多町二丁目、神田鍛冶三会、須田町一丁目南部、須田町中部、鍛冶町二丁目、	昭和、北乗物、紺屋(南)、紺屋(北)、富山町、東松下、岩本町三丁目、岩本町二丁目岩井会、岩本町二丁目大和、岩本町二丁目東紺、東神田、東神田豊島	北神、三崎町一丁目、三崎町、淡路町一丁目、小川町北部二丁目、小川町三丁目西、小川町北三	九段一丁目、九段二丁目、九段三丁目、九段四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、飯田町一丁目、飯田橋、竹平・代官町	須田町二丁目
53年6月	5(月)	8(木)	13(火)	16(金)	19(月)	21(水)	24(土)	27(火)	1(木)
7月	3(月)	6(木)	11(火)	21(金)	17(月)	19(水)	22(土)	25(火)	1(土)
8月	7(月)	3(木)	8(火)	18(金)	21(月)	23(水)	26(土)	22(火)	1(火)
9月	4(月)	7(木)	12(火)	22(金)	18(月)	20(水)	30(土)	26(火)	1(金)
10月	2(月)	5(木)	17(火)	20(金)	16(月)	18(水)	28(土)	24(火)	2(月)
11月	6(月)	2(木)	14(火)	17(金)	20(月)	15(水)	25(土)	28(火)	1(水)
12月	4(月)	7(木)	12(火)	15(金)	18(月)	20(水)	16(土)	19(火)	1(金) 23(土)
54年1月	8(月)	11(木)	9(火)	19(金)	22(月)	17(水)	27(土)	23(火)	
2月	5(月)	1(木)	13(火)	16(金)	19(月)	21(水)	24(土)	27(火)	1(木)
3月	5(月)	1(木)	13(火)	16(金)	19(月)	28(水)	24(土)	27(火)	1(木)